

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

令和8年7月14日

中央防災会議 会長 高市 早苗

記

件 名	年 月 日	事 項
令和7年度「防災週間」及び「火山防災の日」について	R7.8.8	中央防災会議会長通知「令和7年度「防災週間」及び「火山防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
令和7年度「津波防災の日」について	R7.10.10	中央防災会議会長通知「令和7年度「津波防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
降積雪期における防災態勢の強化等について	R7.12.2	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
融雪出水期における防災態勢の強化について	R8.3.6	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	R8.5.29	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
地域防災計画の修正について	R7.12.22	青森県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
	R8.3.16	岩手県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、兵庫県、広島県、山口県、福岡県、大分県
	小 計	38件
激甚災害の指定	R7.7.11	令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R7.11.5	令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R7.11.14	令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R8.2.9	令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R8.2.10	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R8.2.26	令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R8.5.12	令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R8.5.18	令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	小 計	8件
合計		51件